

グループホーム
こまば

(認知症対応型共同生活介護)

運営規程

社会福祉法人 愛隣会

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 社会福祉法人 愛隣会が運営するグループホームこまば（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）はサービス計画に基づき、可能な限り、最期まで、気持ち良く、主体的で、その人らしい生活を過ごせるように支援を行う事を目的に、食事、排泄、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことを運営の方針とする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホームこまば
- 2 所在地 東京都目黒区大橋 2丁目19番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 代 表 者 1名 （駒場苑施設長兼任）
事業所の運営及び管理全般に関する責任者。
- 2 管 理 者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 3 計画作成担当者 1名
それぞれの入居者の心身の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。
- 4 介 護 従 事 者 日中 3名以上
夜間 1名以上

(事業の利用定員)

第4条 事業所の定員は、1ユニット 9名とする。

(事業の提供方法)

- 第5条 事業の内容は、入居者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。入居者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより、達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。
- 2 入居者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
 - 3 事業所における年間事業計画については、毎年度別に定める。
 - 4 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入居者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。
 - 5 サービス提供にあたり、ご利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ服）を着

せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。やむを得ない場合は、ご利用者・ご家族・担当医師の了解を得て身体拘束を行うことがあります。この場合、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び同意書」を取り交わすこととします。

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める額とし、事業が法定代理サービスであるときは、その額の1～3割とする。(重要事項説明書別紙のとおり)

2 (1) 家賃 87,000円

月途中入退居の場合、日割り計算とする。

(2) 食材料費(1日) 900円

(内訳 朝食 300円 昼食 300円 夕食 300円)

(3) 光熱水費(1ヶ月) 16,000円

月途中入退居の場合、日割り計算とする。

(4) 共益費(1ヶ月) 10,000円

内訳：設備維持管理費等

[設備維持管理費（構内樹木消毒および植栽管理、消防設備保守点検、防火対象物点検、電気・空調設備の清掃および保守点検、受水槽清掃消毒および保守点検、水質検査、ワックス掛け清掃、構内側溝清掃、共用設備維持管理費）等]

月途中入退居の場合、日割り計算とする。

(5) 日常生活品費 … 実費徴収(利用者の希望によりサービス提供する場合)

- 日常生活において通常必要となる費用、入居者が個人で消耗する物品の費用等（理美容代、オムツ代、日用品費、衣類、化粧品、歯ブラシ、雑貨、嗜好品等）
- 外出時の経費（交通費等）

(6) 教養娯楽費 … 実費徴収(利用者の希望によりサービス提供する場合)

(クラブ活動や行事の材料費、日帰り旅行等)

3 食材料費、光熱水費、共益費の精算

食材料費、光熱水費、共益費の定期精算を実施する。

ア 食材料費、光熱水費、共益費の実費精算処理として、実費相当額に該当する食材料費・光熱水費、共益費に関して、差額の余剰金については1年間（4月～翌年の3月）の合算が実費相当額の対象期間の総額に対して5%未満を上回る場合は返還する。

イ 余剰金が5%未満であれば各個人の食材料費・光熱水費・共益費の差額を繰り越す。

ウ 不足金については、追加徴収をせず、事業所が負担する。

4 家賃の取り決め

ア 生活保護受給者の家賃は、生活保護費における家賃扶助の範囲内とし、差額は事業所が負担する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 事業所は、入居者が共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、入居者及び家族に対し説明を行う。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害に備えるため消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- (1) 防火責任者に事業所代表者を充て、火元責任者にホーム長を充てる。
- (2) 始業時・終業時・夜間巡回時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 防火責任者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
防 災 訓 練 年8回
法人総合防災訓練 年4回
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者への虐待、又は虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で共有をし、区やその他関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 一 虐待についての責任者は管理者が行う。
- 二 当事業所は従業者へ年1回以上、虐待に関する研修を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持する。(守秘義務の遵守)
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長の決裁を経るものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成19年2月1日改定
平成21年4月1日改定
平成23年4月1日改定
平成23年10月1日改定
平成25年4月1日改定
平成25年5月17日改定
平成28年11月1日改定
平成30年7月1日改定
平成30年10月1日改定
令和3年9月1日改定
令和6年4月1日改定（職員の職種、員数及び職務内容）

